

京都市告示第107号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を廃止及び一部廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成28年4月19日

京都市長 門川大作

(指定水路等)

整理番号	名称	起終	点 点
1	大北山水0025号	北区大北山原谷乾町111番地の20地先 同町112番地の3地先	
2	大北山水0026号	北区大北山原谷乾町38番地の50地先 同町39番地の41地先	
3	岩倉水0354号	左京区岩倉花園町286番地の5地先 同上	
4	太秦水0122号	右京区太秦森ヶ東町38番地の51地先 同町26番地の3地先	
5	山越水0027号	右京区太秦堀池町61番地の10地先 同町55番地の8地先	
6	御室水0007号	右京区御室小松野町7番地の1地先 同町8番地の1地先	

(廃止水路等)

整理番号	名称	起終	点 点
1	山越水0012号	右京区太秦堀池町55番地の8地先 同上	
2	周山上寺田水2号	右京区京北周山町上寺田18番地地先 同上	

3	周山上寺田水 3号	右京区京北周山町上寺田18番地地先 同上
4	周山上寺田水 4号	右京区京北周山町上寺田18番地地先 同上
5	周山下寺田水 1号	右京区京北周山町下寺田23番地の 1 地先 同町11番地の 3 地先
6	周山下寺田水 2号	右京区京北周山町下寺田11番地地先 同上
7	周山下寺田水 3号	右京区京北周山町下寺田11番地地先 同上
8	周山高梨子水 1号	右京区京北周山町高梨子 7 番地の 4 地先 同上
9	周山高梨子水 2号	右京区京北周山町高梨子 7 番地の 1 地先 同上

(一部廃止水路等)

整理 番号	名称	起 終	点 点
1	岩倉水0029号	左京区岩倉花園町272番地の12地先 同町272番地の10地先	
2	太秦水0052号	右京区太秦堀池町61番地の 2 地先 同町55番地の 5 地先	

(建設局土木管理部道路明示課)